

平成30年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 平成30年9月11日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 93号 損害賠償の額を決定し和解することについて
 議第 94号 村上市合併特例措置逕減対策準備基金条例を廃止する条例制定について
 議第 97号 市有財産の譲与について
 議第106号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
 議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 議第114号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（8名）
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 板垣千代子君 |
| 3番 | 小杉和也君 | 4番 | 板垣一徳君 |
| 5番 | 本間清人君 | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 8番 | 小杉武仁君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 河村幸雄君 | 本間善和君 | 稲葉久美子君 |
| 渡辺昌君 | 川村敏晴君 | 竹内喜代嗣君 |
| 小田信人君 | 小林重平君 | 大滝国吉君 |
| 大滝久志君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|--------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 総 務 課 長 | 佐藤憲昭君 |
| 同 課 参 事 | 本間鉄雄君 |
| 同課総務管理室副参事 | 五十嵐博君 |
| 観 光 課 長 | 竹内和広君 |
| 建 設 課 長 | 伊与部善久君 |
| 財 政 課 長 | 田邊覚君 |
| 同課契約検査室長 | 小川智也君 |
| 同課財務係副参事 | 長谷部淳君 |
| 同課管財係長 | 須貝直毅君 |
| 政策推進課長 | 東海林豊君 |
| 同 課 参 事 | 本間孝則君 |
| 同課企画政策室長 | 田中和仁君 |
| 同課情報化推進室長 | 本間憲一君 |

同課情報化推進室副参事	菊池隆君
自治振興課長	大滝寿君
同課自治振興室長	前川龍也君
同課自治振興室係長	三須友也君
同課公共交通係副参事	細野弘明君
会計管理者会計課長	松田明君
会計室長	本間宏君
消防長	長研一君
消防本部次長	小島邦広君
消防本部総務課長	倉松淳志君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	鈴木一良君
選管事務局次長	齋藤正栄君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子

(午前10時00分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第93号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長

おはようございます。それでは、議第93号について提案理由を申し上げます。議第93号は、平成30年6月9日、村上市小揚地内、市道小揚柳生戸線において木材を積んだ4トンダンプが柳生戸地区から小揚方面へ走行中、市道路面の陥没が発生し、車両右後輪が陥没した穴に落下し、相手方車両を損傷させたものである。幸い、運転者にはけがはなかったが、本件事故については市道管理上の瑕疵により発生したものであり、本市がその責任を負うこととしている。損害賠償金として、被害者車両の修理費133万3,303円を賠償することでこのたび相手方会社との示談の条件が整ったので、地方自治法第96条第1項第10号及び同条同項第13号の規定により損害賠償の額を確定し、和解することについて議会の議決をお願いするものである。よろしくお願いいたします。

(質疑)

本間清人

おはようございます。今総務課長の説明で、全て市が責任あるのだという話なのだが、これ4トンダンプの後輪だと恐らくダブルタイヤで、小揚柳生戸線が高速のよ

うに積載積んで70、80飛ばせる道路かって多分違うと思うのだ。4トンドンプということは、積算量に関しても陥没が前もってできていた陥没にタイヤがはまってしまったのか、それとも積載車両が通った時点で同時に陥没したのか、その辺はどちらなのか。

建設 課長

今の点なのだが、この市道は3メートル程度の砂利道で、陥没が発生した地点は市道橋がある橋台のちょうど裏側になる。この中島木材のほうで小揚のほうから柳生戸のほうに伐採場所があつて、朝通っていくときは何でもなく4トン車は通っていたのだが、帰り荷を積んで9時半ころ通過したときに後輪が陥没した穴にはまってしまったという事案である。この陥没については、あくまでも推測の域なのだが、行くときには何でもなく、目で見てもわからない、車も普通に通っていったというところで、5月の19日に大雨、豪雨があり、そのときに道路の脇が小揚川になっているのだが、その脇の護岸の裏側が侵食されて、中が空洞になっていたと。路盤の厚さだけで多分もっていて、行くときには普通に通れたのであるけれども、帰り荷を積んだために、前輪は普通に通ったのだけれども、後輪、荷を積んでいる重いところで陥没して落下したということである。

本間 清人

ということは、では最初に穴があいていたのであれば気づいたのだけれども、朝行ったときには何もなくて、帰り道に車が今度積載、木材を積んで通ったときにちょうどそのときに後輪が載ったとんと落ちたということなのだが、それで例えば事故証明等を、事故を起こした場合に警察を呼んで、保険屋に連絡をしてというふうになるわけだが、この場合自損事故というか、相手方がいないものだから、そのまま通過して、ただ報告を市にただけなのか、それともその時点でちゃんと呼んで、はまってしまったということは何かしらレッカー移動とか引きずらないと恐らくそのダンプは出られなかったのだから、その時点で積載の確認とかはしたのだろうか。

建設 課長

この事故が起きたのが6月9日の土曜日ということで、当事者のほうからこの事故のご一報をいただいたのが11日、休み明けの月曜日の朝にいただいたということで、その事情を聞いて職員が現場に行ったときには当事者のほうでその穴に砂利を入れて通れるように鉄板を敷いていたということで、道路管理者としてはそこをまた抜けると悪いので、一応コーンを置いてきたと。その翌々日に当事者に来ていただいて、今言うような事情をお聞きしたところで、先ほど申し上げたとおり、行くときは何でもなかったのだけれども、帰りに落ちたということで、今言われるとおおり、その時点でご一報をいただいて、警察等の立ち会いとか事故の証明等をいただければよかったのだが、事後処理になってしまったということで、それらの自損については向こう側のお話を聞いただけということになる。

本間 清人

行政の報告事項でこういった事故のやつが本当に適正で、全て何かいつでも100・ゼロだとか何対何で市が悪いというような判断のもとでお支払いしているわけだけれども、本当に行政側が全部責任あるのかということところはちょっと俺も不思議だなというのがあるのだ。今回もこういった事故だけれども、恐らく行くときは空荷だからばんばん行ったのだろうし、帰りは積載積んで、ましてやトレーラーとかユニック車ではなくダンプだから、恐らくそんなにスピードが上がっていないはずなのに、行きは何でもない、帰りは陥没となると、やっぱり積載量の問題というのがあると思うのだ。この間何か鉄くず積んだやつがすごい積載量でひっくり返って、軽自動車が3台ぐらい潰されたみたいのあるではないか。あのときのそういった事故の場

合だって、ではどっちが悪いのだといったら当然過失致死というふうになるわけではないか、業務上の。積載量をオーバーしているという。やっぱりその辺はきちっとしないと、何かもらい得みたいな、壊してしまったのだけれども、向こうの車両が、でもこんなの市道なのだから市が悪いと言えばいいねっかなんていうような、そんな感覚の何か補償の仕方だったらどうなのだろうという感じが俺するのだ。その辺は、もうちょっと庁内とか保険屋さんといろいろ相談をちゃんとして、例えばそのときの、恐らく現場におったときの写真なんかがあるのかどうか。そうすれば、大体ダンプが陥没して後輪がはまったときにその木材の積載量が恐らく写真とってあれば大体の予想はつくはずだと思う。そういったものをきちんと提出した上で、やっぱり和解というふうになるべきなのに、片や死亡事故を起こしたりして車を早目に直したいのに市との和解がないために車買えないなんていうのも前あったわけではないか、二、三件。なのにもかかわらず、こんな6月のやつが9月に上程されてきて、もう専決でこれお支払いしたみたいな、それ何かおかしいなど。こっちは命の別に何でもないという報告だったではないか。例えばオイルを運んだ朝日のやつがぶつかったやつだって、やっぱり車両を廃車したり、相手方があったわけではないか。そういうのを1年も延ばし延ばしになってしまっていて、こんなのが即決でみたいな、何か俺変だなと思うのだ。その辺どんなものだろうか。

建設 課長

今おっしゃることも当然のことかと思う。先ほども申し上げたけれども、私ども事後の報告をいただいて、写真等が撮ってあれば本当によかったのだが、陥没した写真はいただいたということで、私も見せていただいたのだが、車両の写真とかがなくて、過積載になっていなかったのかということの確認をしたのかということを確認したら、それについては確認したけれども、そんなことはしていないということと言われたと。それは当然のことかと思うけれども、それ以上私どものほうでは証拠がないからだめだというわけにもいかないのか、かつさっきも言ったけれども、もともとわかった状態で乗ったのであれば前方不注意とか、そういったものも出てくるのだろうけれども、保険屋さんにも話聞いたところ、全然予見できなくて落ちてしまったので、それはやむを得ないというような見解で聞いている。

本間 清人

こんなことを俺が言うべきではないのだろうけれども、土日の職員体制にしても、例えば土日だからといって、では役所本体は休みだとしても、土曜日は保育園だってやっているわけだし、日曜日は救急車は動いていないかってそうではないわけではないか。それも同じ市の職員なわけだから、例えば市道のこういったことにしたって、土曜日だろうが、夜中だろうが、市のものが破壊されたり、もしくはこういったことだって24時間あるわけだ。何か市の体制の市の職員を順番制とかというと、またそれは大変なことかもしれないけれども、それを何か24時間、ただ夜になると裏のあそこの管理の方がいるだけの体制ではなくて、その辺の危機管理体制というのも、保険だけの問題ではなくて、当事者がちゃんとそのときにいけば、駆けつけて、例えば写真を撮ったり、いろんな状況をちゃんと管理する行政が把握できるわけではないか。だから、そういったものを含めた中でももう少し考えられたほうがいいのか。また、それを本当に土曜日非番で順番に出たり、日曜日も出たりというと、確かに体制も大変になってくるのは重々わかるのだけれども、そういったものもひとつ一考にするべきかなと思うのだが、その辺総務課長。

建設 課長

今委員がおっしゃるような体制については、土曜日だろうと、日曜日だろうと、夜であろうと、当直の方がいらっしゃるので、そこから担当者に必ず連絡が来ること

になっている。私どもも担当がいなければ、それこそ私が直接道路の穴埋めへ行ったり、日曜日でも行ったりすることもあるのだけれども、そういう体制はできているのだが、たまたま今回当事者の方からのご連絡が翌週になってしまったと、そういうことで現場に行くことも一報をいただいてから行ったという経過になっている。

総務 課長 今ほど本間委員からご指摘があった件については、24時間当然所管課のほうでは体制を組んでいるはずであるし、なおより一層強化を進めてまいりたいと思う。

佐藤 重陽 2点聞きたいのだが、1点目、最初に本間委員はちょっと違うことを言ったのだけれども、今回なぜ通常こういう案件って、6月のあった事件というか事故だから、こんなに急ぐものであれば通常専決で来ると思うのだけれども、今回なぜこうやってあえて補正の中に出してかけてきたのかなと。補正というか、9月定例会の中の議案として出してきたのか、それをちょっとお聞かせ願えるか。

総務 課長 それでは、総務管理室の副参事に答弁いたさせる。

総務管理室副参事 今回議案として出させていただいたのは、損害賠償の額の決定については50万円以下のものについては議会からの指定があって、市長ので専決処分でできることになっている。今回の案件については、金額が50万円を超えているので、既決事件ということで議案に出させていただいて、その議案と同時に補正予算を提案させていただいたと、そういう経緯がある。

佐藤 重陽 ありがとうございます。あと、事故の発生場所のことになるのだけれども、これを見ると市道小揚柳生戸線を小揚方向に走行していて、右後輪が穴に落下したと、こうなっているのだよね。さっき川の……柳生戸から小揚に向かえば左側が川なのだけれども、舗装口越えてからか、では。

建設 課長 ちょうど橋、市道橋のある箇所であり、柳生戸のほうから小揚に向かって来ると川がちょうど右側から来る形になるので、右側が川になる形になる。

佐藤 重陽 そうすると、私思っていたのは何で右後輪なのかなと思っていたのだけれども、それはではそれでわかった。そうすると、さっきと同じなのだけれども、どうもあそこの地盤からいったら確かに土どめというか、川のとめているところがあるけれども、中がえぐれていたというけれども、それはでは建設課の皆さんも確認したわけだね。

建設 課長 先ほどもちょっと申し上げたけれども、月曜日に当事者の方からご一報をいただいて、現場へ行ったときには自分たちも通れるようにするために砂利を入れて、鉄板を敷いていたということで、川の水が低いときにいわゆる土どめというか、護岸の裏側を見たら河床が洗掘されていたということで、あくまでも推定であるけれども、落ちているので、そこから抜けていくしか空洞になる要件はないということで、そういうことで陥没したのだろうということで考えている。

佐藤 重陽 さっきも本間委員が言ったことでもあるのだけれども、保険対応だからといえばそれまでなのだけれども、何でも出るから、出るものは出してすればいいではないかみたいなのでもちょっと違うと思うし、私どうも5月の雨で地盤が緩んだといったけれども、あの辺は確かに湿気も多いし、緩んでもおかしくないのかな、おかしくないけれども、やっぱり積載的なもの。あと、もう一つはここに相手方も関係してくる。ない。では、いいや。実は小揚の結構仕事をしているのだけれども、ある程度トラブルメーカー的なところもあるので、だからそういう意味で何か腑に落ちないなというところが、変な勘ぐりもあつたりしたのだけれども、ただ今回は事故の

ことだけ考えて見ていかないといけないので、余計なことは言えないけれども、やっぱりそのときの状況というのは何でもかんでも後から見たら、うちそこを通ったら車がこんなになった、そしてではそれは市の責任だから賠償するというやり方をもう少し何とか内規というか、進め方の簡単なルールみたいなものをつくらないとなのだらうという気がするので、そんなことも一考してもらいたいなというふうに思う。

鈴木委員長
佐藤 重陽
副 市 長

答弁はいいか。

できたらどういう考え方が聞きたいけれども。それは総務課長か。

私からお答え申し上げたいと思う。先ほど本間委員からのご指摘もあった。そして、また今ほど佐藤委員さんからもこういった状況についてはよく確認をして、しっかりと事実を確かめた上で措置をすべきではないかというふうなご意見だったかと思う。確かにそのとおりでというふうに今聞かさせていただいた。特にことは5月以降、たび重なる大雨がずっと続いていて、実はこういった道路に限らず、農地とかいろんところで後からになってあそこもこうだった、これもこうだったというふうな被害報告も実はある。そんなことをそれぞれの担当課が精力的に情報を集めたりはしているし、もちろんそのとき、そのときで適切に対応するというようなことに心がけてはいるけれども、まだまだ不足なところがあるかというふうに見る。今後こういったことが再び起こらないように、しっかりと管理をする上でもこれから総務のほうとも、あるいは担当課とも詰めながら、常時確認ができるような、そんな体制構築に努めてまいりたいというふうに思う。よろしく願いいたす。

〔委員外議員〕

本間 善和

建設課長に1つお願いする。今回の場合、路面の中が空洞になっていたということで、想定することができなかったという事故だと思うので、これはやむを得ないのかなと思うのだけれども、今までのやりとりの中で、例えば前もってくぼ地になっていた、はっきり言えば落ちていた、陥没していたというときには前方不注意という言葉を使ったのだけれども、前方不注意で相手方にも瑕疵ありという格好になるのか。

建設 課長

その辺は、私どもの判断ではちょっと捉えられないのだが、警察の判断とか保険屋さんの判断ということにはなるかと思うけれども、ただ先ほどちょっと申し上げたのは全くわからない状態で走行したということで、前方不注意も何もないということで、もし目の前に穴があって、それに気づきながら走行したのであれば前方不注意ということもあるだろうという、あくまでも推計、推測の域であるので、それが前方不注意に当たるとかという確定ではない。

竹内喜代嗣

私のお聞きしたいのは単純な話で、砂利敷のあれで鉄板が置かれていたというのだけれども、適切なことではあるかとは思いますが、事故に遭われた方がやってくれたのかなと思うのだが、その経費というのはどんなふうに措置されるのか。

建設 課長

その辺の話、細部までまだ朝日支所のほうでは詰めていないらしいのだけれども、一旦自分たちも作業としてやらないといけないということで、自発的に埋めていただいたということで、経費の話についてははっきりとしたところでまず決めていない。

竹内喜代嗣

今後の対応だけれども、やっぱりご説明あるように、こういう事故があったら必ず24時間担当課が対応するようになっているのでというのは情報伝達したほうがいい

かと思う。頻繁に市道を利用されているような、そういう業者の皆さんには連絡されるといいかと思うが、いかがだろうか。

建設 課長 今回当事者の方、業者の方のみならず、一般市民の方もそうだと思うのだけれども、地元の区長さん方とか、そういった方であれば、何かあればすぐに市役所にご連絡いただくのでわかっているのだけれども、たまたま今回担当者に連絡が届かないと思って連絡しなかったということなのだけれども、その辺も含めてまたお話をさせていたいただきたいと思う。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第93号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第94号 村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
財政 課長 第94号は、村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例を廃止する条例制定についてであるが、この基金は合併に伴う地方交付税算定の特例措置等の逓減に対して、必要な財源を準備し、将来にわたる健全な財政運営に資するため、地方交付税の特例措置が始まる平成28年度以降に活用することを目的といたして、平成24年9月に設置したものである。これまで特例期間に入った平成28年度、平成29年度は充用せずに、財源不足等については財政調整基金等で対応してきたけれども、地方交付税の減少が予算全体へ影響したことを踏まえて、本年度の当初予算には5億6,000万円の繰り入れを計上している。しかし、今後のやむを得ない補正、特に頻発する豪雨災害あるいは豪雪災害等への緊急的な対応や財源を確保するためにはこの準備基金について、その残額を財政調整基金に積みかえて、幅広い財源充当が可能になるよう、今回廃止の提案をするものである。

（質疑）
本間 清人 今財政課長のお話だと、5億6,000万円をここから借り入れをした残りを財政調整基金にというお話があったが、平成29年度の出納閉鎖期日残高が20億928万5,705円という数字が出ているわけである。今の残高を教えてください。

財政 課長 当初予算を差し引いた額になるが、当初予算で計上して、5億6,000万円を差し引いた額ということになるけれども、14億4,928万5,705円になる。

本間 清人 もう一度、先ほど5億6,000万円をここから使った分というのは何だったかともう一回よく詳しく教えてほしい。

財政 課長 5億6,000万円については、当初予算に計上して、いわゆる一般財源として活用するために計上しているものであるので、特定ではなく、一般財源の中で活用しているものである。

本間 清人 もう一回。その5億6,000万円は、先ほど詳細で何に使ったとおっしゃった。

財政 課長 この件については、先ほどの説明では述べていない。何に使ったという用途は話していない。

本間 清人 これ今合併特例措置の逓減対策準備基金というのは、先ほど課長がお話しされたように、算定がえとか、あのころの説明だと合併をしても9年後からは大体村上市の

財源からいくと下手すると、だんだん減ってくるのだと、もう13年後、14年後にはひどいことになるのだみたいな話をしていたわけだが、当然今合併して10年たった。合併をして9年目からの交付金の算定措置に関しては、今どのような推移になっているのか。

財政 課長 平成28年度から5年間で逡減していくわけだけれども、毎年度2億円ずつ程度の減少が見込まれていて、実際これまでもそういう経緯で2年間過ぎてきた。後からちょっと申し上げるけれども、今年度は2億円までは至っていないけれども、これからも同じような2億円程度、それ前後の逡減で5年間進んで、あと今年度を入れて3年間進んでいくものと思われる。だから、平成27年度に比べて5年後、平成33年度では10億円程度の減少が見込まれている。

本間 清人 これ名目上、財政調整基金に入れれば、たとえどんな形で使おうともいいというような方向性のために、名目だけを変えた、いわゆる金の組み替えでしかないのではないか。合併の逡減のために基金をためよう、そのときにいざ算定がえをされて、ことしもくろみとしては本当は2億円程度だったのがいきなり実は今回いろんな震災等があったりした基金があるために、国のほうとしても今回は村上に対して4億円減らすよといったときのために本当はこういったものをためていたわけだろう。それを財政調整基金に今回閉鎖をして繰り込むということは、もう言うては悪いけれども、何でも使える方向の金をただ一緒に財政調整基金に繰り込んだとしか考えられないよね。例えばスケートパーク17億円建てるときに、財政調整基金から使えばいいではないかみたいな、そんな感覚のような資金繰りしていると、村上の財政は今後どうなるのか。せっかくこれだけ20億円もそのためにためてきたのが、いきなり崩して、そこに一緒に、とにかく金を一緒にするのだから、色分けしないで。だから、一般財源化させてしまえば何でも使えるという感覚でしかないのだから、例えば今その合併逡減措置の基金をずっと残した場合には恐らく縛りがあるだろう。例えば建設部分には使えないよとか、投資事業には使えないよとあるはずだ。その辺をまず財政課長、説明したらどうか。

財政 課長 この基金は、あくまで平成28年度以降活用することを目的として、地方交付税の要するに減っていくことに対する影響を踏まえて、それまでに積める金額を積もうということで積んできたものだ。あくまで平成28年度以降に活用すること、これを主目的として積み立てたものであり、使用目的については先ほど申し上げたように、特例措置の逡減に対して必要な財源を準備し、将来にわたる健全な財政運営に資するためという目的だったので、特定の何々でなければならないということではないで、あくまで当時の想定、設定当時も最終的には財調の中で活用していくことを目的としていたというふうに私どもは理解している。

本間 清人 よその市なのであれなのだけれども、例えば新潟市も市長選が来月ある中で、三百数十億円あった財政調整基金が今底をついているみたいな話しているのではないかな。よそだからいいのだけれども。村上市にしたって大滝市政のときにあれだけ調整基金等もあったやつが、今はふたをあけてみたら、なから結構使っているわけでしょう。だったら、俺は一緒に財政調整基金なんて名目だけその中に全部繰り入れて、いかにも何か財政調整基金は村上市はあるみたいなことはなってしまうけれども、だって15億円かそこらがどんと上乘せになってしまうわけだから、でも本当の目的自体は、やっぱり平成28年度以降目減りしていくために財政をきちんと正常化するためのためられるときにためていきましようといったのが20億円今ためたわけ

ではないか。だったら、俺はこれはこれで残しておきながら、例えば財政調整基金からどうしても支出をしなければいけない、でもこれは合併の目減りによってその分をこの合併逓減基金のほうから、では1億円は足しましょうというほうが会計上とか我々議員に対しての説明も俺はわかりやすいと思うのだ。何か何でもかんでも一緒くたで財政調整基金、財政調整基金なんていかにも財政調整基金がふえて、村上市って少しでも貯金あるような感覚にはさせてしまっているけれども、一種のこれは何か財政のテクニックでしかないのではないの。

財政 課長 実際財政上の技術的な側面というのは、この基金にはあると思う。あくまで平成28年度まで、平成24年からだけれども、財調とは別に、例えば預金で言うと定期的にその分については手を出さないで、最終的に平成28年度から使うということで積み立てたものであり、現実的に今財政調整基金、これまで特にことしの豪雪等があり、思わぬ出動があり、当初の予定よりは大きく繰り入れをせざるを得なかった。そのために、特にことしなのだけれども、豪雨災害であるとか自然災害の対応というのは今まで想定していなかったけれども、今後想定せざるを得ない状況であるが、その財源、実際発動する、外から来る財源って今ない状態なのだ。それを賄うためには、どうしても今この基金を組み替えて、財調として使わない限り対応ができないという状況であることもこれ間違いない。

本間 清人
財政 課長
板垣 一徳
では、財調にこの10億円を入れないとして、実際今の財調の残高は幾らあるのか。これも決算のほうでもお示しをしている。5億4,000万円超になっている。今説明聞いていると、財政課長、この財政調整基金がなくなってきたから、いつ災害が起きたり、何か急な金が必要になるかもしれないから、いわゆる逓減対策基金を壊して、取り崩してここに置きかえると、こういう解釈なのだろう。ということは、私は議員の皆さんを毎回財源問題で話している。市民からもそういう声も出ているのだ。だから、これから村上市は幸い台風も豪雨も地震もここ数年ないのだ。西日本、東日本、北海道、こういう大震災がいつ来るかわからないのに、5億円や10億円の金の財政調整基金で市民の生命、財産を守られるか。もっと何とかして財政調整基金を、安心、安全のためにも30億円の財政調整基金を持たなければ安定した財政とは言われたいのではないのか。課長、どう思うね。

財政 課長 委員のおっしゃるとおりである。本来であれば、私どもの財政規模であれば20億円から30億円程度の財政調整基金が必要だというふうに言われている。実際今回積んだとしてもそんなふうにはならないわけである。当然これからの予算執行の中で繰り越しなりの生み出しを多くするようにして、計画的に財調のほうには積み立てをしていくということで財政運営のほうに努めているところであるので、おっしゃるとおりだと思っている。

板垣 一徳 副市長、もうそろそろ来年度、いわゆる平成31年度の予算編成時期になっている。ある金しかないのだから、金をもうけて、営業、運用して何かをするというわけにはいかないのだ。国と税と。その金をどう使って村上市の市民の生命、財産あるいは安心、安全を確保するかということが皆さんのお仕事なのだ。私は、財政調整基金だけは、少なくとも30億円の財政調整基金を村上市は、来年中にとは言わないけれども、早急にこれは蓄えるべきだ。せっかく前市長があれだけ蓄えたのだから、現実的に、これはやっぱり副市長として責任を持って、私は来年予算の取り組みにかかってもらいたいと思う。

副 市 長 今のご指摘のとおりかというふうに思う。昨年度の思わぬ豪雪が大きなダメージを

与えたというのが事実であるけれども、先般の市長の定例記者会見でもお話し申し上げたとおり、庁内では行財政改革プロジェクトチームというのを立ち上げて、今年度も含めて次年度以降の適正な財政のあり方について十分検討しながら、平成31年度の予算組みも早急に今その作業に取りかかっているところである。今財政課長が申し上げたように、財政調整基金はこれまでにない大変少ない額になっていて、これでは市民の皆様方に安心をお届けするというにはちょっと心細い状況かというふうに思う。このたび提案しているこの基金を組み替えることによって、不時の事態に即対応できるため、そしてまた将来的には今板垣委員がお話しされたとおり、安心してそういった対応ができることを思いつつ、十分な財源の確保のために努めてまいりたいというふうに思う。

佐藤 重陽 説明で言っていることは立派なことだし、よくわかるのだけれども、結局財政調整基金がない、あったほうがいい、それは当然ないよりあったほうがいいわけだけれども、その中で考えてみると、その中で基金の中での組み替えというのは今までしたことがないか。要するに目的外のところにこれを組み替えて活用したということはないか。それはもうできないのか、基金に関しては。

財政 課長 これまで幾つかの基金があって、途中で整理したものもあるけれども、いずれにいたしてもそれぞれ目的がある基金で特目、特定の目的が基金というのはあるが、それ以外の目的には使えないので、今までは特定の問題が達成された場合に廃止をして、その分を財調に積み直すということをしている。それは、幾つかの基金で実際あった。

佐藤 重陽 私もこの合併特例の通減措置の基金というのは残しておいて、結局交付税対応に対して基金を活用できると、こういうことだから、決して面倒なこともないのでないかなということが1つと、あともう一つ、ことしの決算だけで見ると前年度末が97億5,000万円からことしは86億円という数字になっているけれども、これたしか平成30年度末になると六十何億円になると前に、何のときだ、やっぱり委員会だったかな、何かのときにことしでなくて前年度のときに、平成30年度末には66億円ぐらいになるのだよと、30億円ぐらいが基金全体の中から消えていくのだよという説明があったと思うのだが、それは間違いなかったか。

財政 課長 予算上20億円ちょっと当初では見ている。基金からの繰入金額については、20億円程度を見込んであるので、委員おっしゃるような差し引きになるが、現実にはそのほかの活用できる財源を今活用しているところで、使える基金を、財源を活用しているところであるので、基金についてはその辺は予算、その中で繰り入れをされるということにはならないようにしたいというふうに考えている。

佐藤 重陽 私も非常にちょっと疑問というか、不安なのだけれども、この基金の運用の仕方というのは積んでいるときはいいのだけれども、それを取り崩して使うときには、やはり重々注意をしないと、というのは今も市単独事業で何々やる、あれやるなんて言っていて、そうなるもそれらも結局は借金または当座必要だとなると基金の何らかの組み替えなんかが出てくるのでないかという、そういう不安を持つわけだ。だから、そういう不安を持たれるような事業、また基金運用については十分注意していただきたいなと思うのだが、いかがか。

財政 課長 委員のおっしゃるとおりだと思う。なお、一般財源の持ち出しがなるべく少なく済むように、今年度の予算執行についても起債であるとか補助交付金であるとか、外部から入ってくるお金と使えるものをなるべくそちらのほうに回して、基金の目減

りを減らし、一般財源のほうからの持ち出しを少なくするように今も努めているところであるので、今後もそのようにしていきたいというふうに考えている。

本間 清人 今議案は94号、廃止についてなので、私はこの廃止について反対をする立場からちょっと言わせていただくが、財政調整基金が5億円ぐらいになった。それで、今市長はいつの間にか20億円支援する村上総合病院に対して25億円にした。その5億円をまた村上総合病院の運用、これは決算のときでもまた言うつもりなのだが、それがいつの間にか20億円にたまっているやつが25億円になった。それを財政調整基金から繰り入れすると、財政調整基金が残高が5,000万円になってしまう。それをごまかす意味で、これをそっちに繰り入れしているのではないかなとしか私は思えない。市民に対する説明として、財政調整基金がこれだけまだ残高があるよと安心感を持たせているような雰囲気、ただその合併の運用の組み替え、今までも何度かやってきたのをずっとわかっているけれども、その基金を廃止して全部組み替えしながらやってきたのはわかる。だけれども、俺今回そのことについてはおかしいやり方だと思うので、この議案に対しては反対する。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

【討 論】

本間 清人 反対の討論を行う。今質疑でも行ったが、今回の村上市合併特例措置逡減対策準備基金条例を廃止する条例については、あくまでも財政のトリックとしてしか思えない。また、財政調整基金にこれを繰り入れとなると財政調整基金は二十数億円になるかもしれないが、実質は違うのではないか。それをまた5億円であるとか、建設予算だとか、これから平成28年度からの逡減措置に対してためてきたものをまた財政調整基金だと何でも使えるみたいな、今災害が起きたときに交付金がすぐ来ないから、それを措置するための金が欲しいみたいな話をしているけれども、それは合併のこととは関係ないにしたって、これは市の有事のことだから、災害のことを合併の逡減の20億円から崩したって何ら問題ないはずだ。それをいかにも何か財政調整基金だけがある、これだけの財政調整基金があるから出す、村上総合病院にも5億円プラスする、建設にもやる、いや、何らかやるけれども、今回また何らか建てる、そんなことばかりさせられるような行政ではだめなので、そのチェック機関が私は議員だと思うので、この案件に対しては断固反対する。

以上で質疑、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第94号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第97号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 第97号は、市有財産譲与についてである。本案の土地は、大字福田地内にあり、登記簿上の所有者が大字福田となっている土地である。昭和22年政令第1号、いわゆるポツダム政令と申すけれども、これにより村上市に帰属したものだ。現在当該地は、認可地縁団体である福田区が墓地として管理をしている。このほど福田区から

市の管理地として登記するための譲与申請があった。登記簿上の名義を大字福田から現在の認可地縁団体である福田区へ変更するには、市から地縁団体への譲与手続が必要であることから提案するものである。これによって同件の譲与によって所有権の所在を明確にするものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

- 竹内喜代嗣 初歩的な質問で済まない。ポツダム政令って一般の人が聞いてもよくわからないので、恐らく耕作していないのに持っている人がいてというようなことかなと想像するのだが、教えていただけるか。
- 財政 課長 ポツダム政令は、昭和22年、大戦後、連合国軍の総司令部が旧、戦前の町内会等について廃止を求めてきたために公布されたものであり、旧町内会の保有財産は処分がされない場合、旧町内会等の区域の属する市町村に帰属するものとされたものであり、我が国の主権回復はあったのだが、この法定された内容については取り消す措置がとられない限りはそのまま引き継がれているというものである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第97号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第106号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、担当課長(政策推進課長 東海林 豊君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 政策推進課長 それでは、議第106号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただく。本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,260万円を追加し、予算の規模を5億9,600万円にしようとするものである。それでは、7P、8Pをお開きください。補正の内容であるが、歳入においては3款繰入金の一般会計繰入金に574万7,000円、4款繰越金の前年度繰越金に685万3,000円をそれぞれ追加するものである。次に、9P、10Pをお開きください。歳出においては、1款1項2目施設管理費では、朝日地区施設維持管理経費の修繕料に電力柱やN T T柱の移設に伴う光ケーブルの張りかえ、宅内の引き込み線の撤去や修繕に当たり、今後不足が見込まれる分として880万円の増額をお願いするものである。同じく、神林地区施設維持管理経費では、平成29年度末に断線し、仮復旧していた光ケーブルについて、本復旧のための工事請負費381万5,000円の増額をお願いするものである。なお、3款予備費については端数整理のための補正である。以上、よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。
（午前10時57分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。
（午前11時14分）

日程第5 議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）
財政 課長 土地取得特別会計決算書の218Pからだ。初めに、歳入になるが、222、223Pをごらんください。備考欄の説明をさせていただく。一番上になるけれども、土地開発基金運用収入であるけれども、こちらは土地開発基金の預金利子と繰りかえ運用の利子、合計の1万7,431円を決算している。その下だけれども、土地売払収入だが、こちらは平成7年、土地開発基金により、街路事業の代替地として先行取得していた荒川地区の下鍛冶屋地内の土地について、既にその用途を失っており、市としても利活用の見込みがないことから、売却等により処分するために一般会計で買い戻した1件分である。宅地2筆で合計404.32平方メートルの土地についてである。その下、土地開発基金の借入金だ。こちらが温泉、瀬波温泉2丁目の旧香藝の郷の土地及び建物を瀬波温泉活性化のために先行取得する財源としてこの基金から繰り入れをしたものである。続いて、歳入になるが、次の224、225Pをごらんください。備考欄一番上の土地取得事業経費だけれども、これは今ほど申し上げた旧香藝の郷の土地及び建物のそれぞれの取得費になっている。その下の土地開発基金積立金だけれども、歳入で説明いたしたけれども、基金利子の1万7,431円と下鍛冶屋地内の土地の一般会計買い戻しに伴う収入のうち、平成7年からの貸付期間の繰りかえ運用利率に基づいて算出した利子2,983円を合わせた額になっている。その下の土地開発基金の償還金だが、こちらは下鍛冶屋地内の土地本体の収入分を基金に償還をしたものである。これらの結果、1Pめくっていただいて、226Pだけれども、実質収入、歳入総額及び歳出総額が同額の1億2,742万8,000円になっている。以上である。

（質疑）
（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第113号については、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第6 議第114号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議

題とし、担当課長（政策推進課長 東海林 豊君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

政策推進課長 それでは、平成29年度情報通信事業特別会計の決算状況についてご説明する。本特別会計は、山北、朝日、神林、各地区の情報通信施設の管理等に関する経費であり、歳入総額5億4,877万1,697円、歳出総額で5億2,591万7,314円、差し引き残額は2,285万4,383円となるが、そのうち平成30年度への繰越明許費として翌年度へ繰り越すべき財源1,600万円を除き、差し引き残額は685万4,383円となった。歳入の主なものについて順次ご説明いたす。決算書の231P、232Pをごらんください。最初に、1款1項1目の情報通信施設負担金は、新規加入の方に納入いただいているものだが、平成29年度は24件、120万円で、前年度と比較して6件、30万円の増となった。次に、2款1項1目の情報通信施設使用料だが、1の現年度分は、収入済額5,248万4,100円、収納率は95.8%だった。2の滞納繰越分は、収入済額120万2,800円、収納率は20.6%となっている。次に、3款1項1目の一般会計繰入金だが、前年度より4,178万1,000円増の4億5,661万1,000円である。主に神林地区施設維持管理経費、朝日地区施設維持管理経費、一般管理経費の増加に伴うものであり、詳しくは歳出のほうで説明をさせていただく。次に、4款1項1目の前年度繰越金は、収入済額874万9,323円となっている。次に、5款1項1目の雑入だが、1の光伝送路等貸付料は、インターネット用や携帯電話用として光回線を民間の会社に貸し付けているもので、収入済額は2,712万3,435円となっている。2の道路改良工事等支障施設工事補償料は、県道高根村上線県単道路改築、県単河川整備事業工事等、5件の工事に伴う補償金136万8,207円である。次に、3の電柱共架料返還金だが、NTT東日本に支出した電柱共架料のうち撤去されたものがあり、その分を返還されたもので、5,832円となっている。続いて、歳出の主なものについてご説明いたす。233、234Pをお開きいただきたいと思う。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、1の情報通信事業一般管理経費は、前年度より614万3,037円増の2,168万4,266円だった。主なものとしては、6番目の告知端末再設定手数料は、前年度より176万400円減の65万7,720円だった。これは、朝日、山北地区の更新事業により回収した告知端末を神林地区で再利用するための再設定手数料だ。告知端末の修繕に係る経費を抑制するために行っているものだが、端末200台を再設定している。次に、項目8番目の測量設計等委託料896万4,000円は、放送、告知の情報センター設備の更新のための基礎設計となっている。その3つ下の工事補修等材料費157万6,800円は、故障等発生時に速やかに交換し、復旧するため、光受信機や電源アダプター等をあらかじめ購入したものである。在庫に応じて購入しているため、前年度より144万7,200円の減となっている。次に、2の情報通信事業の職員人件費は、職員通信施設担当職員3人分の人件費で2,051万4,283円となっている。次に、2目施設管理費であるが、これは各地区の施設の維持管理に係る経費だ。1の山北地区施設維持管理経費は、前年度より42万5,716円減の9,508万225円となっている。主な内容としては、7番目にある設備保守点検業務委託料は、告知システムの点検作業が隔年実施となっているので、前年度より116万1,000円の増で、319万6,800円となっている。一番下にある情報センター機器等リース料は、前年度と変わらず3,887万928円となっている。前年度にあった工事請負費が平成29年度にはなかったことから皆減となっているほか、その他の経費についてはほぼ例年どおりとなっている。次に、朝日地区

施設維持管理経費は、前年度より597万4,114円増の1億3,751万3,465円となっている。主な内容としては、項目の2番目にある修繕料が平成28年度より255万4,976円増の1,339万9,176円となっている。一番下の自主放送番組制作業務委託料は、単価の改定等により110万5,920円増の743万6,888円となっている。次のページに移って、一番下の工事請負費は、県道高根村上線道路改良工事に伴う光伝送路敷設工事等により、前年度より213万5,242円増の350万7,820円となっている。そのほか情報センター機器等リース料など、おおむね例年どおりとなっている。3の神林地区施設維持管理経費については、前年度より1,832万5,568円増の3,413万4,941円となっている。主な内容としては、平成29年度に機器の入れかえを行っているので、項目7番目の告知端末機借上料で819万3,312円、その4つ下の項目10番目にあるシステム使用料で653万2,380円、一番下にある情報センター機器等リース料で297万3,888円がそれぞれ皆増となっている。その他の経費については、おおむね例年どおりとなっている。次に、2款の公債費は、起債の延期償還に基づく元金及び利子である。1項公債費、1目元金については、前年度より267万4,812円増の2億878万8,458円、2目の利子は、前年度より267万4,812円減の820万1,676円だ。平成29年度の償還により、本特別会計における平成29年度末地方債現在高は前年度より約2億878万8,458円減り、約4億8,417万円となった。予備費については、一般管理費及び施設管理費で予算不足に対応するため、14万2,999円を充用している。少し長くなったが、以上で説明を終わらせていただく。

(質 疑)

本間 清人 各地区、山北、朝日、神林の各個別についている告知端末機の今の普及率を教えてください。

政策推進課長 加入率ということで申し上げる。告知のほうだが、地区ごとに申し上げる。山北地区が98.8、朝日で93.1、神林で85.5である。

本間 清人 村上地区と荒川地区は、いわゆるNTT光とか、ほかのOCNだったり、東日本だったり、いろんな業者がつけても利益になるので業者がやって、ほかの3地区に関してはなかなか業者が引っ張ってもそれだけ各戸別に加入料を払ってまで引き込みができない部分、なかなか光が進まないということでこの事業を進めてきたわけであるが、実際に話を、これ長年議論をしている議員も中にはいたが、使ってみて初めはよかったのだけれども、実際家にはついていないけれども、一切それ使っていないなんていう家庭も結構あるという話を聞いているわけだ。リース料というか、加入した人たちはたしか当時は地区ごとに金額も若干違ったような、500円だったり、何百円だったりだったと思うのだが、その辺の金額は今どういうふうになっているか。

政策推進課長 済みません。ちょっと室長に答えさせる。

情報化推進室長 テレビだけ、もしくは告知端末だけという世帯もあり、そちらの世帯が400円、両方の世帯が700円、内訳が100円が共通経費、300円がテレビもしくは告知端末というふうになっている。

本間 清人 今これ全部3地区とも金額は一緒になったのか。そうであるか。これ市の事業で光ケーブルを引っ張ったわけで、告知端末、いわゆる加入率も神林がなぜこんなに低いのかよくわからないのだけれども、そこにいろんな企業の、例えばNTTさんとかだと結局・・・皆さんもパソコンを開けばわかるとおり、いろんな企業の広告が

入ってきて、その広告料なんかもあるものだから、使用料を抑えられるというのがあるわけではないか。市の公共的放送網ではあるのだけれども、いろんな媒体を利用して広告、いろんな業者とか、例えばそういったサイトとか、そういったのをそのケーブルに参入をさせて、その使用料なんかを徴収すれば、市でこれだけの経費が削減されているのにもつながると思うのだが、そういったようなお考えとかは今後の中でないのか。

政策推進課長 今おっしゃられたようなことまでは検討はしていないけれども、広告の放送を流すということで本来はできるのだけれども、なかなかやってくれるところはなく、歳入のほうに放送手数料というのがあるのだが、現在は実際に流してくださる業者がいなかったということだ。

本間 清人 ちょっと中身のほうで細かく質問させていただくが、235P、236Pだ。ここに朝日地区の歳出の中で映画フィルム借上料、先ほど説明あったらどうか。この約174万9,000円、これはどういった歳出なのか教えてくれ。

政策推進課長 これについては、平成26年度の自主放送機器がデジタル化事業によりデジタルコンテンツ放送が可能となったということで、平成27年度からNHKの番組をDVDで借りて自主放送枠で放送サービスを開始しているということである。内容については、ケーブルテレビ放送審議会というのを市で持っているので、そこで内容を審議していただいて、それを流しているということである。

本間 清人 それは、いわゆる普通のテレビチャンネルという、8と12で流しているのとは別のNHK独自の、我々の地区でいえばBSだったり、CSだったりという感覚のものを無料で市が負担してその地区に流しているということでいいのか、理解は。

政策推進課長 あくまでもこれはNHKの番組のDVDを市が借りて、それを流しているという形になる。

本間 清人 それを借りているのだけれども、それに百七十数万円も・・・これは、ではどこに払っている。NHKに払っているの。

政策推進課長 NHKから借りるための経費だ。

本間 清人 これは、見ると朝日地区限定になっているのだろう、当然。だって、朝日地区でこれ。

(「違う」と呼ぶ者あり)

本間 清人 ではなくて、これは全部3地区には同じ放送をされるのだ。されて、そういうのが流されて、いや、よかったね、これもっと流してくれなんて言っているのか。

政策推進課長 やっぱりいろいろ声はあるようだ。中にはディズニーの放送とかやったりするのだけれども、いいという声もあれば、もっとふやしてくれという声も実際はあると聞いている。

本間 清人 それ設置されて何年になるか。合併当初だから、早いところなんかもう十数年になっているか。その中で、住民調査みたいな、例えば回覧板でもいいではないか。例えばケーブル放送をごらんになっていますかとか、その3地区に、匿名でもいいわけではないか。よく見る番組はどれですかとか、例えば議会放送にしたってやっているわけだから、議会放送なんか見えていますかとか、そういったアンケートなんかをやりながら、もしこの180万円もかけて借りて、実際は誰も見ていないなんていう話になればどんなものだろうか。

政策推進課長 確かにそういう声というのは考える必要はあると思うので、あとこれからまた機器の入れかえ等も当然これずっとでないわけであるので、アンケートは必要かなとい

う話は出ているのだが、ただ実際にはまだいつやるとかという具体的な計画までには至っていない。

本間 清人 もう10年になってきて、これからもっと考えた中で、例えば端末機、テレビ、先ほど言った100円とあれで400円の700円という話があったが、実際はそのぐらいの金額なのでついていけるのだ、電話だけはその3地区でかければ無料なのでつけているけれども、実質テレビだとか放送に関しては全く見ていないという家庭も俺多いと聞くのだ。電話は無料だから、光やったおかげで。だから、朝日の人が山北にかけようが、神林にかけようが。村上がかけたら、これは有料になってしまうのだけれども、その部分、ただ同じ集落内同士でかける分には無料だし、その部分には大変いいことなのだ。ただし、テレビに関しては全然見ていないし、ケーブルは見て、そんな議会放送なんて、あんなのやっているのだからという人もいるぐらいだ、まだ。その辺の告知というか利用、こういうのもあるのだよというような部分はどの程度なのかなと思っているのだけれども、どんなものか。

政策推進課長 今委員がおっしゃったような形の調査というのは実際やっていないので、数字的にはちょっとわからないけれども、今おっしゃったような形で今後、やっぱりずっと同じということが決まっていればいいわけでもない、あり方についても、アンケートがいいのかどうかはちょっとわからないけれども、検討してまいりたいと思う。

本間 清人 それと、以前このリース契約等で議会でもちょっといろいろ質疑された方がいらっしやったが、例えば前も入札のコピー1円入札という、そういう事件のときにはメンテナンスと紙の補充が非常に金額が張るために、本体を1円入札って当時あったのだ。それを解消するために、最低制限価格とか入札の基準というのを定めてきたのが今の入札に至っているわけだけれども、当時もこの事業に関してはかなりのリース金額が張って、いろいろすったもんだあったはずなのだけれども、何年契約後、今リース契約、メンテナンス含めた契約が、当時契約したのは恐らくそろそろ切れるころではないかなと俺思うのだが、その再契約に関しては当然入札にまたなってくると思うのだけれども、いつ切れるか。地区ごとによって教えていただけるか。

政策推進課長 室長に答弁させる。

情報化推進室長 朝日と山北と神林でリース期間、開始期間がばらばらになっていて、一番古いもので朝日地区で平成25年からリース開始している。それで、告知端末のほうは7年のレンタルとなっていて、切れるのが平成32年になっている。システムのほうは、平成30年、ことし切れる予定なのだが、レンタル期間に合わせて再リースを2年間延ばす予定である。

(「山北と神林は」と呼ぶ者あり)

情報化推進室長 山北と神林は、山北は平成27年から始まって、告知端末が平成34年、システムのほうは平成32年に切れることになっている。神林地区については、平成29年、昨年からは始まって、告知端末が平成36年、システムのほうは平成34年に切れる。

本間 清人 それぞれの今のメンテナンス業者、契約しているところを教えてください。

情報化推進室長 山北地区、神林地区がN T Tとなっていて、朝日地区がトーシスという会社になっている。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第114号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）散会を宣する。

（午前11時44分）